

交野市住民活動災害補償制度契約仕様書

1 名 称

交野市住民活動災害補償制度

2 対象事故

住民団体又は市が行う日帰りの住民活動の遂行に起因する急激かつ偶然な外来の事故で、その団体の代表者又は指導者の管理下における活動中及び通常の往復経路中の事故（日射病、熱中症を含む）

(1) 対象者

- ① 住民活動の参加者（市内在住者に限る。）
- ② 市が主催・共催する行事及び事業等の参加者（他市町村在住の者を含む。）
- ③ 住民活動の指導者等（他市町村在住の者を含む。）

(2) 定義

- ① 「住民団体」とは、主たる活動拠点を市内に有する区、自治会その他市長が認めたものをいう。なお、住民団体の事前登録等を行わない。
- ② 「住民活動」とは、住民団体及び市がその参加者に報酬を支払うことなく、公共の福祉の向上のために行う事業又は活動で、別表 1 に掲げるものをいう。ただし、日帰りのものに限る。
- ③ 「参加者」とは、住民活動に直接参加する者（指導者等を除く）をいい、住民活動における単なる見物人・観客を除く。
- ④ 「指導者等」とは、住民活動の運営に携わる者もしくは指導的地位にある者又はこれらに準ずる者をいう。

3 契約の締結

市は、毎年度予算の定める範囲内において、市が指定する保険会社との間に保険契約を締結するものとする。

4 保険期間

令和 6 年 7 月 1 日 16 時から令和 7 年 7 月 1 日 16 時まで

5 保険種類

(1) 傷害補償

住民活動中に参加者、指導者等が急激かつ偶然な外来の事故、熱中症、日射病によりケガ又は死亡した場合、保険金を支払う。

① 傷害補償金

死亡補償金	事故日から（その日を含む。以下同じ。）180日以内にその事故がもとで死亡した場合	1名につき 500万円
後遺障害補償金	事故日から180日以内にその事故がもとで後遺障害が生じた場合	1名につき 500万円 に別表2の各号の割合を乗じた額
入院補償金	事故によるケガのため入院による医師の治療を受けた場合 事故日から180日を限度	1日につき 3,000円
通院補償金	事故によるケガのため通院による医師の治療を受けた場合 事故日から180日以内で90日を限度	1日につき 2,000円

② 免責

住民活動上の事故について、法令による災害保障の定めがある場合、補償金の一部又は全部の支払い義務を免れる。

(2) 賠償責任保険

住民活動上の事故による人の災害、又は財物の毀損については市、住民団体、又は指導者等が法律上の賠償責任を負った場合にてん補する。

- ① てん補限度額
- | | | |
|--------|------|-------|
| 身体障害賠償 | 1事故 | 5億円 |
| | 1名最高 | 1億円 |
| 財物損壊賠償 | 1事故 | 500万円 |

② 免責

免責金はなしとする。

住民活動上の事故による災害について、被害者が法令による賠償その他これに類する給付を受けるべき場合は、その金額の限度において支払い義務を免れる。

6 事故の認定

事故の認定は、市長（市において組織する機関に権限を委譲している場合には当該機関とする。）が決定するものとする。

ただし、認定に疑義が生じた際は、保険会社と協議するものとする。

7 住民活動の範囲の協議

住民活動の範囲について疑義が生じたときは、市長（市において組織する機関に権限を委譲している場合には当該機関とする。）と保険会社が協議し、市長が決定するものとする。

8 その他

この保険は、住民数を基礎数値として保険料を算出し、保険期間終了後に確定精算しないものとする。

保険金の支払は、保険会社から支払を受ける者に直接又は市の指定する口座に支払われるものとする。

9. 参考資料

交野市住民活動災害補償制度実施要綱

(参 考)

市人口 77,274人 世帯数 34,003世帯
(令和5年9月末日現在)

1. 過去の保険金の支払い状況について

	20年度	21年度	22年度
傷害保険	39件 308,000円	28件 805,000円	12件 237,000円
賠償責任保険	1件 23,000円	2件 82,290円	1件 968,000円

	23年度	24年度	25年度
傷害保険	3件 144,500円	9件 162,000円	6件 99,000円
賠償責任保険	0件 0円	1件 68,800円	0件 0円

	26年度	27年度	28年度
傷害保険	4件 409,500円	6件 261,000円	5件 56,000円
賠償責任保険			

	29年度	30年度	31年度 令和元年度
傷害保険	8件 300,000円	15件 364,000円	9件 230,000円
賠償責任保険	1件 132,840円		1件 369,200円

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
傷害保険	4件 91,500円	2件 70,000円	4件 60,000円 ^{※1}
賠償責任保険	0件 0円	0件 0円	0件 0円

※1:障害保険うち1件で、受傷者より保険金未請求

【令和5年度】(令和5年9月末日現在)

対応件数 5件 (傷害保険:2件/賠償責任保険:3件)

保険金支払額 1,178,680円 (傷害保険:108,000円/賠償責任保険:1,070,680円)

2. 過去の保険料について

	20年度	21年度	22年度	23年度
傷害保険	706,060円	636,590円	621,770円	638,530円
賠償責任保険	63,790円	49,920円	57,840円	160,490円
合計	769,850円	686,510円	679,610円	799,020円

	24年度	25年度	26年度	27年度
傷害保険	630,050円	660,690円	510,450円	528,760円
賠償責任保険	323,610円			
合計	953,660円	660,690円	510,450円	528,760円

	28年度	29年度契約分	30年度契約分	31年度契約分 (令和元年度)
傷害保険	487,830円	513,940円	531,000円	445,510円
賠償責任保険				
合計	487,830円	513,940円	531,000円	445,510円

	2年度契約分	3年度契約分	4年度契約分	5年度契約分 ^{※1}
傷害保険	501,410円	400,180円	345,890円	428,000円
賠償責任保険				
合計	501,410円	400,180円	345,890円	428,000円

※1：令和5年度契約については、保険期間を令和5年4月1日16時～令和6年7月1日16時までの1年3か月としております。

3. 事務処理

- (1) 保険会社から保険金請求関係書類を総務部地域振興課に送付
- (2) 住民団体又は市行事担当課から総務部地域振興課へ事故報告
- (3) 当事者において保険金請求関係書類を記入後、総務部地域振興課から保険会社へ保険金請求関係書類の送付
- (4) 保険会社から被保険者へ保険金の支払い（原則、銀行振込）
- (5) 保険会社から総務部地域振興課へ保険金を支払った旨の通知

※ 10万円以下の保険金請求の場合は、医師の診断書は不要とする。
ただし、診察券の写しを提出することとする。

※ 事故発生状況等の証明は、総務部地域振興課において行う。